別紙

予防接種費用免除（無料）の取り扱いについて

～帯状疱疹～

生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、下記の方法で、自己負担金が免除（無料）になります。
下記①②③のうち、**いずれか1種類を、医療機関で予防接種を受ける際に提出してください。**
2回受けられる方はその都度必要です。2枚ご自分でご用意ください。

① 介護保険料の通知書（２ページ目）のコピー

◆６５歳以上の方には、介護保険料の通知書が毎年７月ごろ税務課から、届きます。

◆２ページ目の『町民税賦課（本人）』および『町民税賦課（世帯）』の欄が両方とも〝非課税〟判定になっている方に限り、自己負担金が免除（無料）になりますので、年度・氏名・非課税判定の部分がはっきりわかるように、ご自身でコピーしてください。

※ 4～6月までに接種する場合は
前年度のものを使用してください。

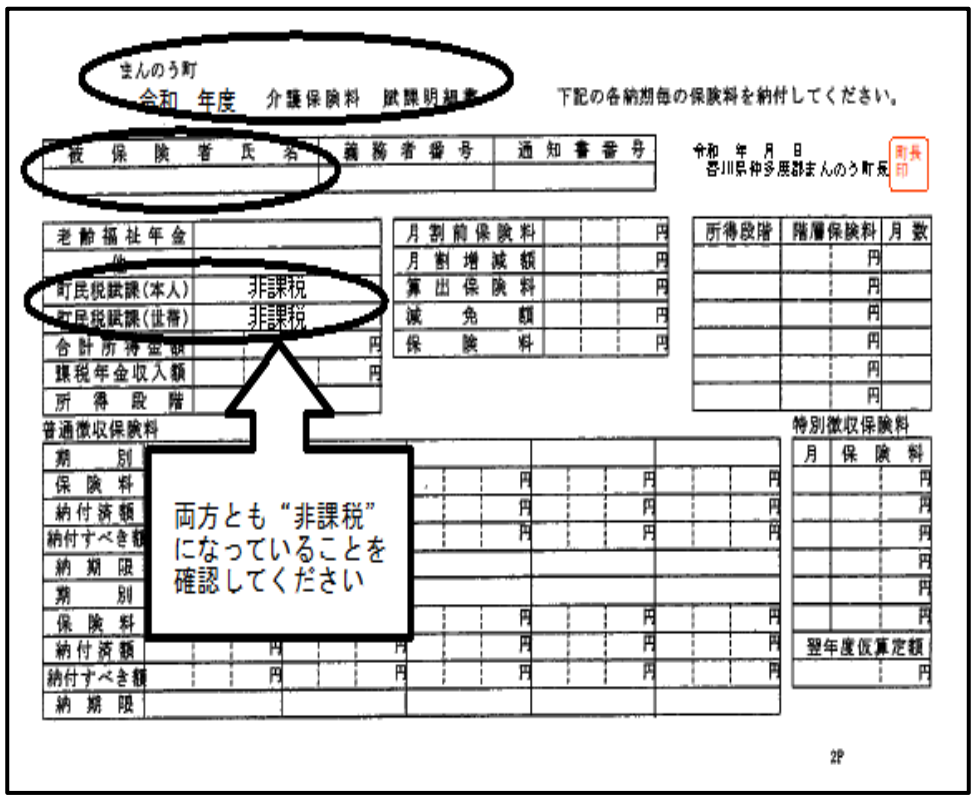

② 費用免除承認書

健康増進課（かりん健康センター）、福祉保険課（本庁）、各支所、出張所にて、事前に申請手続きが必要です。

【申請時に必要なもの】

◆本人もしくは同一世帯の方が申請する場合

・申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・保険証等）

◆同一世帯以外の方が申請する場合

・申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・保険証等）

・委任状

③ 介護保険における負担限度額認定証（黄色の用紙）のコピー

◆介護保険サービスを利用されている方で、負担限度額認定証をお持ちの場合は、自己負担金が免除(無料)になります。
氏名、有効期限等の部分がはっきりわかるように、コピーしてください。
有効期限を過ぎていないことを必ず 確認してください。

まんのう町健康増進課　☏　0877-73-0126